

皆様、お久しぶりです！この度、日比谷診療所だよりは、年に3回の発行となりました。従来どおり、ここでは、私達が、お知らせしたい事柄・話題のトピックなどを紹介します。日比谷診療所・女性医療スタッフ（薬剤師・看護師・歯科衛生士）が、交替での投稿となります。2019年10月は、薬剤師による投稿です。

かかりつけ薬剤師を持とう！

2016年4月よりかかりつけ薬剤師の制度、同年10月から健康サポート薬局の制度がスタートしました。何それ？と思われる方も多いのではないのでしょうか。今回は、少しでも多くの方に周知したく、この2制度の詳細をお伝えします。



かかりつけ薬剤師とは？

はじめにかかりつけの意味を考えてみましょう。例えば、いつも同じ医師に診察してもらっているなら、その方はかかりつけ医となり、いつも同じ薬局で処方してもらう場合、そこはかかりつけ薬局となります。同様に、いつも対応してくれる（相談にのってくれる）薬剤師が、かかりつけ薬剤師です。かかりつけ薬剤師とは、薬による治療のこと、健康や介護関連に豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じられる薬剤師を指します。この度、正式に制度として、かかりつけ薬剤師の業務が保険上認められました。制度になった以上、かかりつけをお受けする薬剤師は、患者さんを24時間体制で見守ることになります。具体的な業務は、現在服用している処方薬や市販薬などの情報を把握し、薬の飲み残しや重複、副作用がないかなどを1つの薬局で継続的にチェックします。直接、自宅に伺って健康状態や薬の相談を受け、また薬局が開いていない時間帯においても相談できる体制を整えています。これにより、いつでも気軽に、かつ信頼できる、地域に密着したかかりつけの薬局・薬剤師を持つこととなります。この制度は、十分な経験等がある薬剤師が患者さんから同意を受けることで、かかりつけ薬剤師としてのサポートが開始します（ご自身で選択する）。

かかりつけ薬剤師となる要件は、以下を満たす必要があります。

- 薬剤師として薬局での勤務経験が3年以上ある
- その薬局に週32時間以上勤め、かつ1年以上在籍している
- 医療に関する地域活動に参画している
- 薬剤師研修認定等を取得している

1. かかりつけ薬剤師を持つメリット（かかりつけ薬剤師の3つの機能）

かかりつけ薬剤師には、以下、3つの特長・機能があります。

- ① 1人の薬剤師が1人の患者さんの服薬状況を1ヶ所の薬局でまとめて管理し、かつ継続して行なう機能がある（一元管理）
- ② 24時間体制で、患者さんの自宅に伺う在宅医療の機能があり、夜間休日も対応可能である
- ③ 処方医や医療機関と連携する機能がある

2. かかりつけ薬剤師を持つための手続き

かかりつけ薬剤師制度を利用する場合、薬局で、以下のような手続きをします。

- ① 信頼できると思う薬剤師に、かかりつけ薬剤師になって欲しい旨を伝える
- ② かかりつけ薬剤師についての説明を受ける（5分～10分程度）
医療機関を受診したり、他の薬局を利用したりする際に“かかりつけ薬剤師がいる”ことを伝えるのは、とても大切である
- ③ 了承を得られたら、かかりつけ薬剤師同意書に署名する
- ④ かかりつけ薬剤師のサポートが開始する

3. 負担金額について

通常の薬剤服用歴管理指導料に代わり、**かかりつけ薬剤師指導料**、または**かかりつけ薬剤師包括管理料**（同意を得た事を前提に施設基準により選別される）という負担金が発生します。負担額の程度も同意書に署名する前に確認しておきましょう。

4. 在宅医療に心強い、かかりつけ薬剤師

夜間、および休日においても在宅での療養に関して相談ができます。かかりつけ薬剤師は、皆さんの健康サポーターとして、薬局内はもちろんのこと、薬局以外の場所でも活動しています。患者さんは、入院治療後は、自宅に戻り在宅で療養を継続する体制が国の方針として推進されているので、在宅医療においてもかかりつけ薬剤師の活用が期待できます。例えば、医療従事者がいない自宅にて、病状が急変した場合なども安心して療養生活が送れるよう、医師・看護師・薬剤師などが多職種連携して、在宅での療養に適したサポート体制を整えています。その際、かかりつけ薬剤師も薬に関するサポーターとして、その役割を担います。

次に健康サポート薬局について、ご説明します。

健康サポート薬局とは

かかりつけ薬剤師・薬局の機能と、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を有する薬局を**健康サポート薬局**と呼びます。厚生労働大臣が定める一定の基準をクリアし、都道府県知事に届出を行った薬局が、健康サポート薬局であると標榜できます。一定の基準とは、薬剤師の資質（一定以上の経験年数があり研修を受講している）、薬局内の設備、アクセスしやすい、開店時間の設定などの要素を含んでいます。2016年10月1日以降、当該薬局管轄の都道府県知事等に届出を行った上で、健康サポート薬局である旨の標示ができるようになりました。

*健康サポート薬局のロゴマーク：日本薬剤師会 HP より引用



1. 健康サポート薬局の見分け方

（質問）**健康サポート薬局**であることは、何を目印に確認すればよいですか？

（回答）日本薬剤師会では目印となる、健康サポート薬局を地域の皆さまに広く認知していただく為、ロゴマーク*を作成しています。健康サポート薬局として正式な届出を行っている薬局の多くは、ロゴマークを標示していますので、

これを目印に探してみてください。

2. 健康サポート薬局のメリット

以下、健康サポート薬局の6つのメリットを紹介します。

- ① 健康サポートに必要な専門知識を習得した薬剤師に相談にのってもらえる
- ② 相談内容により、適切な医療機関での受診を勧めてもらえる。必要に応じて他の関係医療機関を紹介してもらえる
- ③ 専門知識を持った薬剤師が、要指導医薬品*や介護用品などの適切な商品選びを手伝ってもらえる

*要指導医薬品とは、医療用医薬品（処方せんがないと購入できない医薬品）からスイッチ（処方せんなしで購入できること）されて3年以内の医薬品であり、薬剤師による対面販売が必要である

- ④ 週末も開局しており（曜日や時間帯は店舗によって異なる）、休日にも気軽に相談できる
- ⑤ 相談スペースが用意されており、プライバシーへの配慮がある
- ⑥ 健康相談に関するイベントを開催しており、誰でも参加できる

おわりに

皆さんには、日頃から何でも相談できる **かかりつけの薬局** がありますか？なじみの薬剤師がいたら、かかりつけ薬局の候補の1つにしては如何でしょうか？また、近所に健康サポート薬局・かかりつけ薬剤師制度が利用できる店舗はありませんか？ロゴマークを目印に、**この薬局なら安心！** を見つけてください。



【参考】

日本薬剤師会 かかりつけ薬剤師・健康サポート薬局 PR サイト

<https://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/> （8月21日アクセス）